

令和 7 年 5 月 26 日 制定

明石工業高等専門学校図書館資料選定基準

情報メディアセンター長

(目的)

第 1 条 この基準は、明石工業高等専門学校（以下「本校」という。）図書館における各種資料の選定に関する基準を定め、本校にふさわしい蔵書構成を構築することを目的とする。

(収集対象)

第 2 条 本校図書館の特色を考慮し、次に掲げる事項に該当するものを収集対象とする。

- (1) 本校各学科および専攻科の授業内容および科目との関連が深いもの。
- (2) 本校学生の学習・教養のために必要なもの。
- (3) 本校学生のキャリア形成や就職活動など進路選択に関するもの。
- (4) その他情報メディアセンター長が必要と認めたもの。

第 3 条 各種資料のうち、次に掲げる事項に該当するものについては収集対象としない。

- (1) 同一資料がすでに本校内に所蔵されており、重複の必要が認められないもの。
- (2) 企業、宗教団体、政治団体等において、広報、宣伝を目的に出版されたもの。
- (3) 特定の人物・団体を誹謗・中傷したもの。
- (4) その他本校図書館の蔵書としてふさわしくないもの。

(選定)

第 4 条 資料の選定について、主に第 2 条第 1 号については各学科および教養学群に推薦依頼を行う。また、学生や教職員による選書機会や購入の希望を受け付ける。選定は、第 2 条、第 3 条の基準に照らして行い、情報メディアセンター長が決定する。なお、予算状況によっては、第 3 条を満たしていても、購入できない場合もある。

2 前項に定める学生による購入の希望について、以下のものは購入対象外とする。

- (1) 自己啓発書、趣味・実用書、問題集等、個人で購入することが望ましいもの
- (2) 雑誌（逐次刊行物）
- (3) 娯楽性が高いもの。ただし、内容によっては可。
- (4) 基準にかかわらず、個人で購入可能と思われる少額な図書。目安として、定価が 500 円に満たないもの。
- (5) その他本校図書館の蔵書としてふさわしくないもの

3 同一年度内における同一学生からの購入希望は 1 万円まで、冊数は 5 冊までとする。

ただし、定価が 1 万円を超える図書についても必要性を検討の上で購入する。

4 予算状況に応じて、以下の資料を選定する。

- (1) 利用実績による、利用頻度の高い図書館資料の複本
- (2) 汚損・破損などによる廃棄資料のうち、今後の利用が認められるもの

附 則

この基準は、令和 7 年 5 月 26 日から施行する。